

名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第87号

名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則の一部を改正する規
則

名古屋市重症心身障害児者施設条例施行細則（平成25年名古屋市規則第77号）
の一部を次のように改正する。

第 8条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第 8条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古
屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1条に基
づく名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第11条第 1項中「。以下「法」という。」を削る。

第12条から第17条までを削り、第18条を第12条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。